



鳥取県公報

令和元年10月23日（水）
号外第50号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則（16）（水産課）・・・・・・・・・・ 3

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

うなぎの未成魚の保護を図るため、採捕するうなぎの全長について制限を加える。

2 規則の概要

- (1) 海面において全長30センチメートル以下のうなぎの採捕を禁止する。
- (2) 施行期日は、公布の日から起算して20日を経過した日とする。

規 則

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第16号

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>(殻長等の制限)</p> <p>第40条 次の表の左欄に掲げる水産動物で、それぞれ同表右欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">水産動物の種類</th> <th style="width: 70%;">大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あわび</td> <td>殻長 9センチメートル以下</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>うなぎ</td> <td>全長 30センチメートル以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	水産動物の種類	大きさ	略		あわび	殻長 9センチメートル以下	うなぎ	全長 30センチメートル以下	<p>(殻長等の制限)</p> <p>第40条 次の表の左欄に掲げる水産動物で、それぞれ同表右欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">水産動物の種類</th> <th style="width: 70%;">大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あわび</td> <td>殻長 9センチメートル以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	水産動物の種類	大きさ	略		あわび	殻長 9センチメートル以下
水産動物の種類	大きさ														
略															
あわび	殻長 9センチメートル以下														
うなぎ	全長 30センチメートル以下														
水産動物の種類	大きさ														
略															
あわび	殻長 9センチメートル以下														

附 則

この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。